

令和7年4月8日

1年生保護者の皆様へ

蟹江町教育委員会
蟹江町立新蟹江小学校

「ラーケーションの日」の実施について

春和の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろは蟹江町の教育にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和5年度より愛知県では子どもの学び（ラーニング）と、保護者の休暇（バケーション）を組み合わせた、未来につながる家庭での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」が実施されています。

蟹江町として、令和7年度は下記の通り実施いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1 実施時期

令和7年4月始業式翌日から令和8年3月修了式前日まで

2 「ラーケーションの日」の日数及び扱い

- ・ 令和7年度の取得日数については、3日までとなります。
- ・ 出席停止・忌引き等と同様の扱いとし、欠席とはしません。

3 「ラーケーションの日」の届出について

- (1) 後日配付する「ラーケーションカード」に必要事項を記入する。
- (2) 「ラーケーションの日」をとる日の1週間前までを目途に、児童生徒または保護者が学校（担任）に提出する。 *電話での届出はできません。

4 その他

- (1) 「ラーケーションの日」をとることは、必須ではありません。
- (2) 「ラーケーションの日」をとることで、学校では受けられない授業の内容は、ご家庭での自習をお願いします。
- (3) 「ラーケーションの日」をとることができない日につきましては、ラーケーションカードを参照してください。
- (4) 「ラーケーションの日」当日及び事後の届出は受理できません。
- (5) 「ラーケーションの日」の活動は、家族で過ごす時間を大切に、子どもだけで過ごすことのないようにしてください。
- (6) 「ラーケーションの日」をとることで、給食は欠食扱いとはならず、返金はありませんのでご承知おきください。
- (7) 4月始業式後からGWまでの間は、新学級や新学年において、新たな環境に慣れる特に重要な時期です。特別なご家庭の事情を除き、「ラーケーションの日」をとることは避けていただくようご協力をお願いします。

（連絡先 蟹江町立新蟹江小学校 教頭 95-2203）